

平成19年第2回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成19年2月14日(水)

午後1時30分開会

開催日時	平成19年2月14日	開会 1時32分 閉会 2時36分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	委員 長 伊東 浄堯 委員長職務 代理者 亘理千鶴子 委 員 菊地 邦夫	委 員 伊藤 恒子 教 育 長 谷垣十四雄	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	教育部長 本多 龍雄 教育部次長 兼生涯学習課長 石川 明 学務課長 福田 協司 庶務課長 尾上 明彦 指導主事 風見由起夫 指導主事 浜田 真二	公民館長 中嶋 登 図書館長 古屋 雅裕 体育課長 林 文男 庶務課長補佐 兼庶務係長 小野 朗 生涯学習課長補佐 兼生涯学習係長 伊藤 信之	
調 製	副主査 山内 和子		
傍聴者 人 数	0名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	議 案 第 1 号	平成 1 9 年度学校教育及び社会教育の重点施策について
第 3	議 案 第 3 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行及び組織改正に伴う小金井市教育委員会関係規則の整理に関する規則
第 4	議 案 第 4 号	小金井市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
第 5	議 案 第 5 号	小金井市立上水公園運動施設管理規則の一部を改正する規則
第 6	議 案 第 6 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行及び組織改正に伴う小金井市教育委員会関係規程の整理に関する規程
第 7	議 案 第 7 号	教育財産の処分の申出について
第 8	報 告 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校事務業務の見直しについて</li> <li>2 小金井市いじめに関するアンケート調査の分析について</li> <li>3 小金井市教育委員会児童・生徒表彰等について</li> <li>4 小金井市立小・中学校連合作品展について</li> <li>5 第 1 2 回東京国際スリーデーマーチについて</li> <li>6 第 1 9 期公民館企画実行委員について</li> <li>7 その他</li> <li>8 今後の日程について</li> </ol>

開会 午後1時32分

伊東委員長 平成19年第2回小金井市教育委員会定例会を開会する。  
日程第1、会議録署名委員の指名。本日の会議録署名委員は、互理委員長職務代理者と伊藤委員に願うする。よろしく願うする。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

伊東委員長 日程第2、議案第1号、平成19年度学校教育及び社会教育の重点施策についてを議題とする。  
本件については、前回の教育委員会で保留したが、教育長から訂正したい旨の申し出があった。訂正理由の説明を願うする。

谷垣教育長 議案第1号、平成19年度学校教育及び社会教育の重点施策についての訂正を願う申し上げる。  
平成19年1月の第1回教育委員会定例会にご提案した本件について、本委員会でのご指摘を踏まえ、学校教育の重点施策について訂正するものである。  
細部については、指導主事から説明する。よろしくご審議の上、ご承認賜るよう、願う申し上げる。

浜田指導主事 平成19年度学校教育の重点施策の訂正について説明する。  
別途配付した下線入りの資料をご参照いただきたい。昨年度との変更点が下線部で付されている。小金井市学校教育の指導目標に基づき、積極的に教育行政を推進していくために、平成19年度学校教育の重点を資料のとおり定めたいと考える。  
昨年度からの改訂点を申し上げる。3の(1)いじめの問題解決に向けての指導の徹底について。4の(2)小学校英語活動の推進について。4の(5)学習指導要領に基づいた指導計画の適正な実施についてである。  
以上、よろしくご審議を願うする。

伊東委員長 事務局の説明は終わった。  
これから質疑を行う。  
まず、訂正について承認するかどうかをご審議いただく。

質問はあるか。

谷垣教育長 2枚あるが、その違いを説明してくれないか。

浜田指導主事 ばらでお配りしたほうが、昨年度、18年度との変更点で、東になっているほうが前回との変更点となっているので、多く改正したように見えるが、昨年度との変更点は別紙の下線部3点である。

伊東委員長 ご質問はあるか。

菊地委員 基本的に同じということか。

伊東委員長 菊地委員、もう一度お願いします。

菊地委員 内容的には全く同じになっているのか。

浜田指導主事 全くではない。幾つか重点を増やしたということがあるが。

伊東委員長 それについて説明いただけるか。

浜田指導主事 昨今の問題点をとり上げた重点になっていると思うが、いじめ問題、あるいは国際理解教育、英語教育、小学校の英語活動、それから学習指導要領に基づいた適正な実施という3点は、きちんと来年度、重点として取り組んでいきたいと考えている。

教育基本法の改正もあり、それを待ってまた来年度見直していかなければと、室長等も考えているので、またそのときには委員のお力も得たいと考えている。よろしくお願いします。

本多教育部長 追加で、安倍総理も、教育職員免許法とか地方教育行政の組織及び運営に関する法律、学校教育法の改正について、今通常国会の法案を提出するような意向もあるので、今、浜田指導主事が言ったように、その辺も含め、来年、一応見直しを図っていきたい。今年度は、浜田主事が言った、いじめ問題、国際教育、学習指導要領、この3点を見直したということである。

伊東委員長            ということで、訂正のものが出てきたが。

亙理委員長  
職務代理者            前回は教育行政の基本方針というところで、学校教育の重点の7項目に則して内容がなされていないということもあり、訂正という言葉が出たが、今回はきちんとラインに沿って書かれていて、書き方としていいんじゃないかと思っている。

伊藤委員                私は、結局3点のみを、文を修正しただけで今年度はいくということが基本であるな。

                          この間出た、やや具体的なものに沿った指導目標というか、指導項目というか、そういったものは大変学校にとってはわかりよい目安になっていると読ませていただいたので、目標としては、概括的な今回ので大変いいと思うので、何らかの形でこの間提案あったものが生かされていくように希望する。

伊東委員長            そうすると、訂正については、別紙の3行の訂正についての提案か。

伊藤委員                そうである。

伊東委員長            前回との整合性の問題とはちょっと違う、今出てきている議題は。

本多教育部長            前回の委員会で私どもが提案したのがもともになるので、それをまた訂正するという形にした。前回の、18年度を変えたものを一度出しているの、それをさらにまた変えないと手続的にできないということである。ちょっとわかりづらい面もあるかと思うが、参考としてお配りしたものをみていただくとわかりやすいのではないかと思う。

伊東委員長            わかったか。  
                          質疑を終了することに異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長            3個訂正ということが議題になったが、これについて異議はない

か。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 異議なしと認める。したがって、本件訂正の申し出を承認することと決定した。

ただいま本件の訂正を承認したが、議案第1号について、質問、意見はあるか。

議案第1号というのは、1月の定例会における第1番目の議案である。これについて、今、訂正されてきた文章が出てきているので、それでいかがかということだが。これで整理されたから、亘理委員は先ほどこれでいいと言われた。ほかにつけ加えることはあるか。

特になければ、これで原案どおり可決することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 特別にご意見もないようであるので、議案第1号、平成19年度学校教育及び社会教育の重点施策については、異議なしと認め、原案どおり可決する。

日程第3、議案第3号、地方自治法の一部を改正する法律の施行及び組織改正に伴う小金井市教育委員会関係規則の整理に関する規則を議題とする。

谷垣教育長 地方自治法の一部を改正する法律の施行及び組織改正に伴い、関係規則を整備する必要が生じたため、本案を提出するものである。

細部については、庶務課長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るよう、お願い申し上げます。

尾上庶務課長 ご説明させていただく。

改正理由であるが、2点ある。

1点目が、平成18年6月7日の地方自治法の一部を改正する法律の公布によるものである。

当該法の改正内容であるが、副知事、収入役制度及び助役制度の見直しであるとか、吏員制度の廃止、財務に関する制度の見直しである。

2点目である。平成19年度に予定している組織改正である。教育委員会関係であるが、教育部の1部制から、学校教育部、生涯学習部の2部制にし、教育部次長の廃止、また体育課体育係をスポーツ振興課スポーツ振興係に名称変更する。

以上、2点の理由により、関連する規則2本を改正するものである。

新旧対照表をごらんいただきながらご説明する。議案第3号資料をお開きいただきたいと思う。

初めに、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則の改正である。本規則であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、小金井市教育委員会の権限に属する事務のうち、教育長に委任する事務を定めたものである。第2条は、第1号から第11号までに掲げた事項を除いた権限を教育長に委任するというものであるが、先ほどご説明した次長制の廃止に伴い、第5号、(5)であるが、現行規則の「次長」の文言を削除するものである。

2番目、小金井市教育委員会職員の職名等に関する規則である。本規則は、教育長を除く教育委員会職員等の職名等に関して必要な事項を定めている。改正部分である。新旧対照表2ページであるが、第3条及び第4条第2項の「次長」、「所長」の文言を削除する。

別表の備考欄の規定の関係である。このたびの法改正に際し、地方自治法第173条を削除し、吏員制度を廃止することに伴い、根拠となる条文がなくなる。本規則の備考を削除するものである。

施行期日については、平成19年4月1日としている。

以上である。

伊東委員長

ありがとう。

事務局の説明が終わった。

議案第3号について、ご質問、ご意見はあるか。

特にないようである。

議案第3号について、原案どおり可決することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長

議案第3号、地方自治法の一部を改正する法律の施行及び組織改

正に伴う小金井市教育委員会関係規則の整理に関する規則については、異議なしと認め、原案どおり可決するものとする。

日程第4、議案第4号、小金井市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則、及び日程第5、議案第5号、小金井市立上水公園運動施設管理規則の一部を改正する規則を一括して議題とする。

谷垣教育長 申請承認方法等の変更及び組織改正に伴い、規定の整備をする必要が生じたため、本案を提出するものである。

細部については、体育課長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るよう、お願い申し上げます。

林体育課長 議案第4号及び議案第5号についてご説明する。

改正の理由は、両議案とも、平成18年度から公共施設予約システムが稼働したことに伴い、従前からの使用申請、使用承認等の手続の簡略化及び組織改正に伴う規定の整備を図るためのものである。

次に、改正の主な内容をご説明する。議案第4号からご説明する。新旧対照表をごらんいただきたいと思う。

第2条である。使用申請が公共施設予約システムによる申し込みを行うことで完了することに簡略化されることにより、用語を整理し、使用申請書の提出に係る規定を削除した。

第3条、使用承認の際に、申請者に対し使用承認書を交付していたものを、使用承認書の交付をやめ、予約システムによる当選または予約完了通知をすることに改正した。

第4条、現行条例では、使用時に使用承認書の提示と使用券の提出が規定されていたが、第3条の改正に伴い、使用承認書提示の規定を削除した。

現行規則の第6条、承認事項の変更等は削除した。これは、以前は使用申請書を使用日前に提出させていたため、申請日と使用日までの間に変更が考えられたが、システムでの予約となり、使用申請書がなくなり、また一度確定した使用日を変更したいときは、変更ではなく、新たに予約する形になったので、実態と合わなくなり、この条を削除し、使用変更等申請書及び承認書を廃止した。

その他の改正については、いずれも用語の整理と条の繰り上げとなっている。

次に、議案第5号、小金井市立上水公園運動施設管理規則の一部を改正する規則の主な改正内容をご説明する。

新旧対照表をごらんいただきたいと思う。

第7条、使用申請が公共施設予約システムによる申し込みを行うことで完了することに伴い、用語を整理し、使用申請書の提出に係る規定を削除した。

第8条、使用承認の際に、申請者に対し使用承認書を交付していたものを取りやめ、予約システムによる通知をもってかえることに改正した。

現行条例の第9条は、第8条の改正に伴い使用承認書が廃止されたので削除した。

その他の改正は、いずれも用語の整理と条の繰り上げである。

なお、両規則とも施行期日は交付の日から施行となっており、経過措置として、改正後の規定は平成19年4月1日以後の使用について適用することとなっている。

以上である。

伊東委員長

ありがとう。

事務局の説明は終わった。

議案第4号及び議案第5号について、一括して質疑はあるか。

特別にご質問もないようであるので、議案第4号及び議案第5号については、原案どおり可決することに異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長

議案第4号、小金井市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則、及び議案第5号、小金井市立上水公園運動施設管理規則の一部を改正する規則については、異議なしと認め、原案どおり可決するものとする。

日程第6、議案第6号、地方自治法の一部を改正する法律の施行及び組織改正に伴う小金井市教育委員会関係規程の整理に関する規程を議題する。

谷垣教育長

地方自治法の一部を改正する法律の施行及び組織改正に伴い、関係規程を整備する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については、庶務課長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るよう、お願い申し上げます。

尾上庶務課長

ご説明させていただく。

本案も議案第3号と同様の改正理由である。

教育委員会関係の規程7本を改正するものである。

説明は先ほどと同じように、議案資料の新旧対照表でご説明させていただきます。

初めに、第1条、小金井市教育委員会事務局処務規程である。

現行規程の第4条、次長の職責を削るとともに、第5条を第4条とし、以下第6条から第25条までを1条ずつ繰り上げている。なお、現行規程の第5条第1項及び第3項並びに第18条については、次長に關係する文言を削除するとともに、用語の整備をしている。また、第24条第2項第2号を削り、同項第3号の次長の文言を削除し、同号を第2号に、第4号を第3号に繰り上げている。

次に、新旧対照表の3ページ、第2条、小金井市教育委員会事務局決裁規程である。

現行規程の第2条第6号、これは次長の用語説明の規定であるが、当該号を削り、以下の号を繰り上げている。

4ページである。第4条第1項では、第1号及び第2号の「部長」を「主管部長」に改め、用語の整理を図り、あわせて第3号の次長に関する文言を削除し、第4号を削り、第5号を第4号としている。

次に5ページである。8条の規定であるが、「部長の専決」を「各部長共通の専決事案」と改める。第1号は用語の整備、第3号から第7号まで、そして第12号から第14号までの次長に関する文言を整理し、第15号から第19号までを削除し、第20号を第15号にしている。

6ページである。なお、第8条には、改正後の新しい規定であるが、学校教育部長の専決事案を5項目、また、生涯学習部長の専決事案を2項目追加している。

次に、7ページの第9条であるが、次長の専決事案を削る。以下、現行の第10条を第9条とし、第11条、第12条を1条ずつ繰り上げる。

なお、8ページの中ほどに記載があるが、生涯学習課長の専決事案の清里少年自然の家使用料の調定等を規程する第9号は削る。

「体育課長の専決事案」を「スポーツ振興課長の専決事案」に改めるところである。

9 ページである。第 1 2 条の処理要領では、次長の専決部分を削り、文言の整備を行っている。

第 3 条が、小金井市教育委員会事務局文書取扱規程である。第 2 条第 2 項において、次長の文言を削除して、「助役」の「副市長」への名称変更、及び収入役の廃止に伴う文言の整理をする。

第 4 条、「もくせい教室」設置規程と、第 5 条の、小金井市教育委員会児童・生徒表彰規程である。両方の規程とも、様式における文書の発信番号等を適切なものに改めるものである。なお、1 2 ページ、小金井市教育委員会児童・生徒表彰規程の第 8 条の審査会の構成について、「教育部長」及び「教育部次長」を「学校教育部長」及び「生涯学習部長」に改めるものである。

1 3 ページ、小金井市図書館処務規程の改正である。第 3 条第 4 項の「教育部次長」を「生涯学習部長」に改める。

1 4 ページ、小金井市公民館処務規程の改正である。第 3 条第 4 項の「教育部次長」を「生涯学習部長」に改める。

本規程にある、7 本の改正する規程の施行期日であるが、平成 1 9 年 4 月 1 日としている。

以上である。

伊東委員長            たくさん出てきたが、ご質問はあるか。

菊地委員              内容的には問題ないと思うが。

伊東委員長            菊地委員、内容的に問題ない。

ほかにあるか。

質問、ご意見もないようなので、議案第 6 号について、原案どおり可決することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長            議案第 6 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行及び組織改正に伴う小金井市教育委員会関係規程の整理に関する規程については、異議なしと認め、原案どおり可決するものとする。

日程第7、議案第7号、教育財産の処分の申出についてを議題とする。

谷垣教育長 小金井市立小金井第四小学校の東側外周に面する現状で幅員を満たしていない道路の学校側への道路拡幅整備に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、教育財産の処分について、小金井市長に申し出る必要があるので、本案を提出するものである。

細部については、庶務課長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るよう、お願い申し上げます。

尾上庶務課長 ご説明する。

まず、教育財産の取得及び処分については地方公共団体の長が、その管理については教育委員会が行うことが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されている。なお、地方公共団体の長のこの権限であるが、教育委員会の申出を待って行うものとするので、今回、教育財産の処分について市長に申出をするものである。

早速説明に移らせていただく。

処分する財産であるが、議案のかがみの次のページ、教育財産処分調書をお開きいただきたいと思う。小金井市立小金井第四小学校用地の一部である。所在地については、貫井南町三丁目618番12。内容は、学校用地、71平米である。

次のページ以降、両面に図面を添付しているので、ご確認をいただきたいと思う。

教育財産の処分の理由であるが、教育財産処分調書の次のページに案内図及び道路台帳の写しを添付している。この斜線部分を赤く囲ってある対象部分と隣接している道路、市道第528号線である。建築基準法第42条第1項第5号に規定する幅員が6メートルの位置指定道路である。登下校時の児童の交通安全の確保の点からも道路拡幅が必要であると考えているので、学校側への道路の拡幅整備を図るものである。

このような内容を持ち、財産処分の申出を市長にいたしたいと考えている。

よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

以上である。

伊東委員長           説明は終わった。  
                          ご質問はあるか。

亘理委員長           市道528号線は、この地図を見ると、学校のところだけが拡張  
職務代理者           されるわけで、その後に何か拡幅、拡張する計画はあるのか。

尾上庶務課長        学校用地の部分だけということになるので、その後の予定について  
                          は、また道路等の関係になろうかと思うが、その点についてはまだ  
                          ちょっと進捗していないということでお答えをさせていただく。

伊東委員長           ここを実際に拡幅して、確かに安全というかもしれない  
                          が、月極たけのこパーキング側、下のほうにいくと大分道も細くな  
                          って、子どもたちが歩くには大変危険な状態だが、ここだけ拡幅す  
                          るので意味はあるのかとも思えるが、どんなものか。

尾上庶務課長        これは開校時の段階から、一定地域の方々とお話を進めている内  
                          容と聞いており、その関係で、四小のフェンスの後退と道路の拡幅  
                          で一定考えている。今お尋ねの件については、まずは私どもができ  
                          るところからお考えいただいて、今後の展開については、また調  
                          整が必要かなと考えている。

伊東委員長           なぜ、今なのか。

尾上庶務課長        従前から地元の方々からもご依頼等があったので、遅きという感  
                          もあるが、私ども、現状できるところから進めていきたいと考  
                          えているところである。

                          なお、工事の関係もあり、四小の耐震は今年度終了したところだ  
                          が、そういう工事の関係等もかんがみながら進めていきたいとい  
                          う考え方であった。

伊東委員長           他にはあるか。

伊藤委員            実際には1メートルちょっと下がるのか。

尾上庶務課長　　そういうことになる。

伊東委員長　　他にはないか。  
議案第7号は、原案どおり可決することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長　　議案第7号、教育財産の処分の申出については異議なしと認め、  
原案どおり可決する。

日程第8、報告事項。順次担当から報告をお願いします。

福田学務課長　　報告事項1、学校事務業務の見直しについて、ご報告を申し上げ  
る。

平成18年6月に、本市の第2次行財政改革大綱の改定版を作成し、その中に、学校事務業務の見直しが盛り込まれている。当初は平成20年4月からの実施予定であったが、平成19年4月に予定されている地方分権型社会に対応した組織改正において、職員の増員が必要な部署が生じている。予定年度を1年前倒しして実施するものである。都下26市の多くにおきまして、学校事務員の正規職員から非常勤嘱託職員への転換が進んでいる。本市においても同様、非常勤化を行うものである。

方法として、学務課に正規職員を2名配置し、学校事務の一部を集中管理し、非常勤嘱託職員の指導及び助言を行うことにより、円滑な事務の移行を実現する予定である。嘱託職員については、各学校に1名配置をし、1日6時間、週30時間勤務ということで提案した。しかし、1日6時間勤務であると、現状、正規職員の1日8時間勤務と比較すると、2時間、事務室の対応に支障が生じるというご指摘があった。その解消方法として、週5日で1日7.5時間の勤務とする。増やした時間について、長期休業中の勤務日数を減らすなどして、1年間の変形労働時間制を設定する予定でいる。

さらに、4月からの非常勤嘱託職員の採用に当たり、少しでも円滑な事務の移行を考え、3月中旬から5日間の事前研修を実施する。合同研修の形で、学校での心構え、サービス、勤務条件等、学校事務の概要等について管理職からの研修を1日、それから学校事務の実務

については主管の学務課から1日、情報システム関係の講師から財務関係システム操作等研修について1日、その後、各学校において学校長からのレクチャー、学校における事務引継ぎで2日間、計5日を予定した事前研修を予定している。

その研修期間中については、臨時職員で雇用し対応していきたいと考えている。

以上である。

伊東委員長

ありがとう。

何かあるか。

報告事項2、小金井市いじめに関するアンケート調査の分析について、願います。

風見指導主事

報告事項2、小金井市いじめに関するアンケート調査の分析についてご報告する。

資料2をごらんいただきたい。

この調査は、児童・生徒から直接聞き取りを行い、今後のいじめ問題解決、未然防止に役立てることをねらいとして、平成18年12月に小金井市立小中学校の全児童・生徒を対象にアンケートを実施した。

調査、分析の結果、以下のようなことが明らかになってきた。4点ある。

1点目は、教師の把握するいじめと、いじめとまでは言えないまでも嫌な思いをする児童・生徒の数との差が非常に大きいということである。

2点目は、嫌なことをされた経験で、言葉のおどし、冷やかし、からかいなどが、ほかの項目に比べて非常に多いということである。

3点目は、嫌なことをされた児童・生徒数に対して、相手が嫌だと思うことをしたことがある児童・生徒数が少ないということである。自分では特に嫌がられている行動であると認識できず、相手にとって嫌なことを行ってしまうことが数多くあると考えられる。

4点目は、友達が嫌なことをされているとき、だれに相談するかに対して、小学校6年生の学年で、相談相手が先生から友達に逆転するということである。

これらの点を踏まえ、これから取り組んでいくべきことを提言と

いう形で5点、資料の最後に挙げさせていただいた。  
以上である。

伊東委員長            ありがとうございます。  
ご感想でも、ご意見でも、ご質問はあるか。

伊藤委員              これはどういった形で保護者にお伝えしていくのか。

風見指導主事        まず、このアンケートを実施したところは、前回、昨年度にいじめの緊急調査をしたときには、先生方の判断でというところがあったので、今回、全小中学校の全児童・生徒を対象に行って分析をさせていただいた。分析結果が出たので、提言も含めて、各学校、各議員、またホームページを使って市民へも公表して、いじめに対しての問題解決、未然防止にご協力を願いながら、学校では指導していただくという形で、資料を活用していきたいと思っている。

伊東委員長            他にないか。  
報告事項3、小金井市教育委員会児童・生徒表彰等について、お願いします。

浜田指導主事        平成18年度小金井市教育委員会児童・生徒表彰について、ご報告する。

児童・生徒表彰は、他の模範となるような成績、または行為のあった児童・生徒を表彰し、健全育成に役立てるとともに、学校教育の一層の充実、向上に資することを目的にしている。

報告事項3資料をごらんいただきたい。

各学校長より推薦していただき、審査会を経て、本年度、児童・生徒表彰は28の個人及び団体の表彰が決定した。なお、表彰式はあす、2月15日午後4時より、本会場にて行う予定である。

以上である。

伊東委員長            他に何かつけ加えることはないか。際立ってとか、特別に今年の傾向とか。

浜田指導主事        本年度もスポーツは多いが、さらにポスター展の入賞、写生画の

コンクールの入賞等、文化面でも大活躍している様子がわかると思う。昨年度は27であったが、今年度はさらに上回る28ということで、大変喜んでいる。

以上である。

伊東委員長           ご意見、ご感想、あれば。

菊地委員            非常にいいと思う。

伊東委員長           報告事項4、小金井市立小・中学校連合作品展について、お願いする。

浜田指導主事       平成18年度小金井市小・中学校連合作品展についてご報告する。  
平成19年1月19日から1月22日にかけて、東小金井駅開設記念会館マロンホールにて開催した。

児童・生徒の日ごろの学習成果を発表、鑑賞することを通して、創造活動の能力を伸ばすとともに、広く市民や保護者が学校教育の理解を深める機会とすることができた。出展作品数は、会場が小さくなったため、前年度の3分の2程度の1,050点であった。

なお、来場者数については正確な数は把握できていないが、約1,500人であった。

新たな展示施設が開館するまでは、本会館を使用していく予定である。

訂正申し上げる。本年度は1,040点である。1,050と言ったが、1,040点である。表のとおりである。失礼した。

伊東委員長           何か、ご感想あるか。

菊地委員            今までなかった写真が出ていた。写真もやっているのかと思い、おもしろいと思った。

確かに狭いと思ったが。

伊東委員長           少し狭い、やはり今までと比べると。ちょっと我慢していただいて。ありがとう。

報告事項5、第12回東京国際スリーデーマーチについて、お願

いする。

林体育課長

第12回東京国際スリーデーマーチについて、現在までの進捗状況について、簡単にご報告する。

お手元に、大会のチラシ兼申込書もご配付しているので、そちらもごらんいただきたいと思う。

東京国際スリーデーマーチは、今回の大会から日本ウオーキング協会、小金井市、朝日新聞社、日刊スポーツ新聞社のほかに、会場の小金井公園を所管する東京都西部公園緑地事務所、財団法人東京都公園協会も主催者に加わり、昨年引き続き5月3日、4日、5日の日程で開催することが決定している。1月15日に主催者の事務局会議を開催し、基本事項を確認し、2月1日から参加者の募集を開始している。申込書についても市の各施設のほか、郵便局や商工会のご協力をいただき、市内で配布している。

小金井市の協力団体による協力内容については、1月12日に主催市実行委員会を開催し、昨年同様、駅での案内、中央会場での出店、会場整理を行うことが決定している。また、小金井工業高校から協力の申し出をいただき、市の協力内容の範囲の中で協力していただく予定となっている。

以上である。

伊東委員長

ありがとう。何かご意見、ご質問はあるか。

大変だが、また頑張ってくださいと思う。

報告事項6、第19期公民館企画実行委員について、願います。

中嶋公民館長

第19期小金井市公民館企画実行委員名簿をご送付している。

このたび、平成18年1月31日をもち、公民館緑分館の企画実行委員2名から退任届が提出され、一身上のご都合により退任をした。現在、本館1名、貫井南分館1名、緑分館、2名、合計4名の減員となっている。企画実行委員は、小金井市公民館企画実行委員選出要綱第2条により、各館6人以内、5館で30人以内となっているので、今後、各館の状況を見て、公募により補充をするか、検討をしていきたいと思う。

以上、ご報告する。

伊東委員長            ありがとう。よろしいな。  
報告事項7、その他、あるか。

古屋図書館長        お手元に図書館講演会のチラシを置かせていただいた。こちらは、  
図書館で年1回講演会を行っているパンフレットである。

報告させていただく。

日時が平成19年2月25日日曜日である。午後1時半から3時  
まで開催する予定である。場所は、小金井市立緑センターの2階、  
レクリエーション室である。講師は西田尚道さんを予定している。  
この方は練馬区立花とみどりの相談所の相談員であり、現在、朝日  
カルチャーセンターの講師も行い、元神代植物公園の緑の相談所長  
である。内容については、名勝小金井桜と、小金井に非常にかかわ  
りのある桜について興味深いお話等を専門家に講演してもらう予  
定である。

定員については申込順で行っており、最大70人を予定している。  
現在、20数名の申し込みがあると聞いている。

以上である。

伊東委員長            ぜひ教育委員の皆さんもいらしてみてくれ。  
他に、その他。

中嶋公民館長        お手元に成人学校予算で、「親子で食育体験講座～魚を見直そう  
～」開催のご案内をご配付している。企画運営はウーマンズフォー  
ラム魚、講師が白石ユリ子代表、協力は富山県氷見市役所水産課等  
である。当日、富山県氷見市の漁港から水揚げ直送、お魚を知って、  
触れて、調理して、そしてみんなでおいしく食べましょと、食育  
の大切さ、お魚に関心のある子どもたち、集まれということで、5  
9回目を小金井市の公民館で体験することができる。現在、講座の  
ご案内、受け付け中である。2月24日土曜日、午前10時からと  
いうことで、調理したお魚などを試食する。約60人ということで、  
小学校4、5、6年生の高学年の親子、もしくは小学生だけでも受  
付ける。お一人200円、エプロンを持参いただきたい。

以上である。

伊東委員長            その他、あるか。

報告事項 8、今後の日程について、願います。

小野庶務  
課長補佐

教育委員会の今後の日程についてご報告する。

3月16日金曜日、中学校の卒業式が予定されている。3月23日金曜日、小学校の卒業式が予定されている。3月27日火曜日、午後1時30分から平成19年第3回教育委員会を801会議室で開会予定である。4月2日月曜日、午後1時から教育委員会臨時会を市役所西庁舎の第五会議室で開会予定である。4月6日金曜日、小学校の入学式が予定されている。4月9日月曜日、中学校の入学式が予定されている。4月10日火曜日、午後1時30分から、平成19年第4回教育委員会を801会議室で開会予定である。4月12日木曜日、午後2時から平成19年度東京都教育施策連絡会が東京都教職員研修センターで開催予定である。全委員のご参加を願います。4月26日木曜日、午後2時から東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会が東京自治会館で開催予定である。委員長のご出席を願います。5月8日火曜日、午後1時30分から平成19年第5回教育委員会を801会議室で開会予定である。5月17日木曜日、午後1時から関東甲信静市町村教育委員会連合会総会及び研究会が静岡県富士市文化会館ロゼシアターで開催予定である。全委員のご参加を願います。翌5月18日金曜日、午後2時から東京都市町村教育委員会連合会総会が東京自治会館で開催予定である。全委員のご出席を願います。

教育委員会の今後の日程については、以上である。

伊東委員長

報告事項は終わった。

次に、人事に関する議案がある。本議案については、小金井市教育委員会会議規則第10条1項に規定する事件に該当するので、非公開の会議が相当と判断するが、委員の皆さんはいかがか。ご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長

全員異議なしと認め、出席委員の3分の2以上の同意を得たので、秘密会を開催する。

準備のため、休憩に入る。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時36分

伊東委員長

再開する。

本日の審議はすべて終了した。

これをもちまして、平成19年第2回教育委員会定例会を閉会する。ご苦労さま。

閉会 午後2時36分